

## 建設工事における労働者の雇用状況の把握に係る調査について

松戸市では、労働者の雇用状況の適正化に配慮した調達を行うにあたり、公共工事に従事される労働者の賃金等雇用状況の現状を確認させていただきたく実施するものです。

なお、工事が完成しときに本市へ提出する書類につきましては、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

### 1. 調査概要

請負業者等の当該工事における従事された労働者（下請企業が雇用した労働者も含む）の賃金等雇用状況について調査をいたします。

### 2. 調査内容

対象工事に係わる労働者の職種に支払われる賃金の平均額が、公共工事設計労務単価の85%以上の金額で支払われているかどうか、また、社会保険の加入状況を調査します。

なお、調査票は、別紙「労働者の雇用状況の把握に係る実態調査」とおりとなります。

※提出された調査票の内容を確認するため、賃金台帳等の提出を求める場合があります。

また、調査票等の資料については実態調査以外の目的に使用することはありません。

※工事完成月の翌月の賃金支払日から14日以内に調査票を契約課へ提出します。

### 3. 対象労働者

(1) 調査対象労働者は下記のとおりとします。

当該工事に従事した労働者で、公共工事設計労務単価に設定されている51の職種に該当する労働者（適用労働者）を対象とします。

※公共工事設計労務単価とは、国土交通省及び農林水産省が公共事業労務費調査により定める「公共工事の工事費の積算に用いるための設計労務単価」です。

(2) 次の労働者は調査対象にはなりません。

- ① 調査対象職種（51職種）に該当しないもの。
- ② 企業の役員（労働者でない者）
- ③ 賃金を経費込みで受け取っている労働者 ※一人親方等
- ④ 現場技術者（現場代理人、監理技術者、主任技術者（下請企業の主任技術者も含む）等）。
- ⑤ 事務員、給食担当者、工事に直接携わらない労働者。
- ⑥ 見習い、手元等。
- ⑦ 年金等受給に伴い日当たり賃金を調整している労働者。

#### 4. 賃金の範囲

(1) 請負業者等が適用労働者に支払う賃金のうち、下記の内容を対象とします。

- ①基本給相当額
- ②基準内手当(当該職種の通常の作業条件又は作業内容の労働に対する手当)
- ③臨時の給与(賞与等)
- ④実物給与(食事の支給等)

※労働日数1日当たりの賃金の考え方

$$\boxed{\text{支払賃金}} = \boxed{\text{基本給相当額}} + \boxed{\text{基準内手当}} + \boxed{\text{臨時の給与}} + \boxed{\text{実物給与}}$$

[ 所定労働時間内8時間当たり ]                      [ 所定労働日数1日当たり ]

(2) 支払賃金に含まれない手当(基準外手当)

- ①特殊な労働に対する手当  
労働者について、発注者が工事費積算の歩掛等において見込んでいる通常の作業条件または業内容を超えた特殊な労働者に支払った手当。
- ②割増賃金の代替としての手当  
時間外、休日または深夜の割増賃金の代替と支払った手当。
- ③休業手当  
仕事が無いため労働者を休業させた場合に支払った手当。(ただし、悪天候等の不可抗力による休業に対する手当は基準内手当となります)
- ④本来は経費にあたる手当  
労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当。

#### 5. 労働日数

(1) 日給制(日給月給制及び時間給制を含む)又は出来高給制の労働者

会社が定めている所定労働日の内、実際に働いた日数。

- ① 所定労働時間フルに働いていない労働日があった場合でも、その日は1日とします。
- ② 振替によって所定労働日扱いとなった休日は所定労働日に含め、逆に振替によって休日扱いとなった日は所定労働日から除きます。

(2) 月給制の労働者

会社が定めている所定労働日の日数

- ① 日給制又は出来高給制の労働者と違って、休日の振替を考慮する必要がありません。
- ② 欠勤、悪天候等により所定労働日に就労しなかった日数も含めてください。

※「対象労働者」、「賃金の範囲」、「労働日数」は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」に準じます。